

# 岡山プライマリ・ケア学会会報

## 第二十八号 令和二年五月

### 岡山プライマリ・ケア学会総会並びに 第二十七回学術大会について

令和二年三月二十二日（日）に開催を予定しておりました「岡山プライマリ・ケア学会総会並びに第二十七回学術大会」は新型コロナウイルス拡大防止のため「延期」とさせていただきますました。ご協力いただいております皆様方には多大なご迷惑をおかけしております。

なお、開催日時等が決定しましたら、皆さまに再度ご案内させていただきますので、その節は何卒よろしくお願い申し上げます。



### 研修会報告①

実践シンポジウム

「ひきこもりについて」

プライマリ・ケア医が知っておくべき

医学・生活・制度に関する知識

令和元年十一月九日（土）に開催し、岡山県精神保健福祉センター野口正行センター長に「ひきこもりについてプライマリ・ケア医に知っておいてほしいこと」という演題で講演いただきました。

### 研修会報告②

ACP研修会

令和二年一月十八日（土）開催

「エンドオブライフ・ケアとスピリチュアル  
ケア く人生会議はだれのもの？」

飛騨千光寺住職

名古屋大学医学部非常勤講師

大下 大園（おおした だいえん）



プロローグとして、いのちのネットワーク活動の飛騨での三十年間の歩みを映像として拝見しました。ガン末期の患者さんの希望を叶えるため奥さんと三人で雪山登山をする様子が映し出され、感動を覚えました。

スピリチュアルケアとは、WHO（世界保健機構）憲章の健康定義「病気や疾病の不在のみならず、身体的、精神的、社会的、およびスピリチュアル的に健康な力動的状态」（霊性、たましい性、心性的、実存的、宗教的の訳語）人生の意味）です。内在的な潜在された意識領域の中のスピリチュアリティの要素として①内的自己②生きる意味③大いなる存在があります。

終末期医療とACPⅡ人生会議で大事なことは、適切な情報提供と説明がなされた上で患者さんやそのご家族と話し合いを重ねていくことです。そこで医療者の専門性として、臨床現場の状況、患者の意向とあわせてEBM（科学的根拠に基づく医療）が必要です。

臨床宗教師とは、布教しない、教義を押し付けない、人格を尊重する（守秘義務をおこなない、公共空間でこころのケアをする宗教家です。大下大園先生は、臨床宗教師として、災害支援から環境問題、貧困支援など幅広く社会貢献され、自利利他と瞑想の四つのメソッド（ゆるめる・みつめる・たかめる・ゆだねる）や、祈りの研究をされています。

身体感覚的なものを越えた体験は必ずある、だからスピリチュアルケアが必要です。また日本は東西融合、共利群生の「おでんの国」と評され、目標は統合的ケア（total care）としての「和の医療」です。ACPはこれからの生き方を考える協働であり、協働すると信念の対立も起こるから、チームビルディング・コンピテンシーが必要と締めくくられました。

（文責 黒住紀子）

## 「県の施策について」

岡山県保健福祉部参与 則安 俊昭

A C P (Advance Care Planning) については、今後の治療・療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセスのことです。

岡山県では、A C P の普及啓発を行うために、新聞広告等で、全体的な広報を行ってきました。しかし、県の調査にて、「ご自身の死が近い場合に受けたい医療や受けたくない医療について、どのくらい話し合ったことがあるか」の問いに、話し合ったことがあると回答した県民の割合が、平成二十九年度の調査実施以来、伸び悩んでいるのが現状です。

この現状を踏まえて、今後、今までの全体的な広報に加えて、個別のアプローチが必要と考えております。個別のアプローチを行うためには、身近におられる医療者の皆様のご協力が欠かせません。医療者の皆様からの働きかけのツールとして、一般財団法人 iACP が開発した「もしバナゲーム」や県で制作したDVD「最期まで自分らしく」シリーズの貸し出し等を行っています。



## ◆学術大会の「順延」のご案内

次の日程で開催予定であった学術大会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、来年度秋頃に順延となりました！

◎令和二年十月四日（日） 九時半～十七時

岡山県医師会館

第五回岡山県地域包括ケアシステム学会  
学術大会

初心に戻って地域共生社会の実現に向けて

自助・互助・共助・公助を考える

～普段からの地域づくりをどう進めるか～

### 【基調講演】

一、「地域包括ケアシステム構築の進捗状況と

今後の課題」(仮)

公益社団法人岡山県医師会

会長 松山正春

二、「地域包括ケアシステムと

介護予防・地域づくりの推進」(仮)

岡山県保健福祉部 部長 中谷祐貴子

### 【シンポジウム】

「医療と介護の人材育成をどうする(仮題)」

## ★新型「コロナウイルス感染症」

四月二十日付けで国立感染症研究所が示した【濃厚接触者】の定義および最新情報のリンク先をお知らせいたします。

### 【濃厚接触者の定義】

- ① 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ② 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ③ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④ 手で触れることの出来る距離（目安として一メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と十五分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

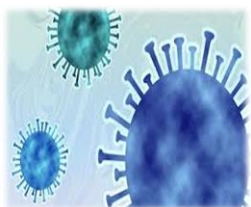
### 【適切な感染防護とは】

- 厚生省事務連絡  
標準予防策・サージカルマスク着用・手指衛生励行
- ① 鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等及び眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン、手袋を装着
  - ② エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95 マスク（または DS2 など、それに準ずるマスク）、眼の防護具、ガウン、手袋を装着

### 【リンク先】



1. 岡山県：[www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html](http://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html)
2. 厚生労働省：[www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
  - ・国内の発生状況：[www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#kokunaihassei](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokunaihassei)
3. 日本医師会：[www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009082.html](http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html)
  - ・医師の皆さんへ：[www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009082.html](http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html)
  - ・国民の皆さんへ：[www.med.or.jp/people/info/people\\_info/009162.html](http://www.med.or.jp/people/info/people_info/009162.html)
  - ・通知等：[www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009135.html](http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html)
4. 国立感染症研究所：[www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html](http://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html)
5. 世界保健機関（WHO）：[www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019](http://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019)
6. 介護保険最新情報：[www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu/detail-list?bun=020060090](http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu/detail-list?bun=020060090)



### 【新しい生活様式とは】

厚生省は、新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえ、五月四日、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を具体的にイメージできるように、今後、日常生活の中で取り入れていただきたい実践例を公表した。

#### （実践例抜粋）

- ① 一人ひとりの基本的感染対策  
感染防止の三つの基本
  - ・ 身体的距離の確保
  - ・ マスクの着用
  - ・ 手洗い
- ② 移動に関する感染対策  
日常生活を営む上での基本的な生活様式



- ③ 日常生活の各場面別の生活様式
  - ・ 買い物・娯楽スポーツ等・食事
  - ・ 公共交通機関の利用
  - ・ 冠婚葬祭などの親族行事
- ④ 働き方の新しいスタイル

## ★岡山県の取り組み等

### 【適切な感染防止策の協力要請】

新型コロナウイルス等対策特別措置法第二十四条第九項）

### ●すべての施設に求める感染防止策（基本的な対策）

- ・ 入場者の整理（入場前の間隔（できるだけ2mを目安に）確保）
- ・ 入場者へのマスク着用周知及び従業員のマスク着用
- ・ 有症状者の入場禁止 ・ 手指消毒設備の設置
- ・ 施設の消毒（共用部分（エレベータのボタン、手すりなど）の定期的（概ね一時間ごと）な消毒）
- ・ 施設内の換気（概ね三十分ごと窓の開閉など）

### （「三つの密」を回避するため特に必要な対策）

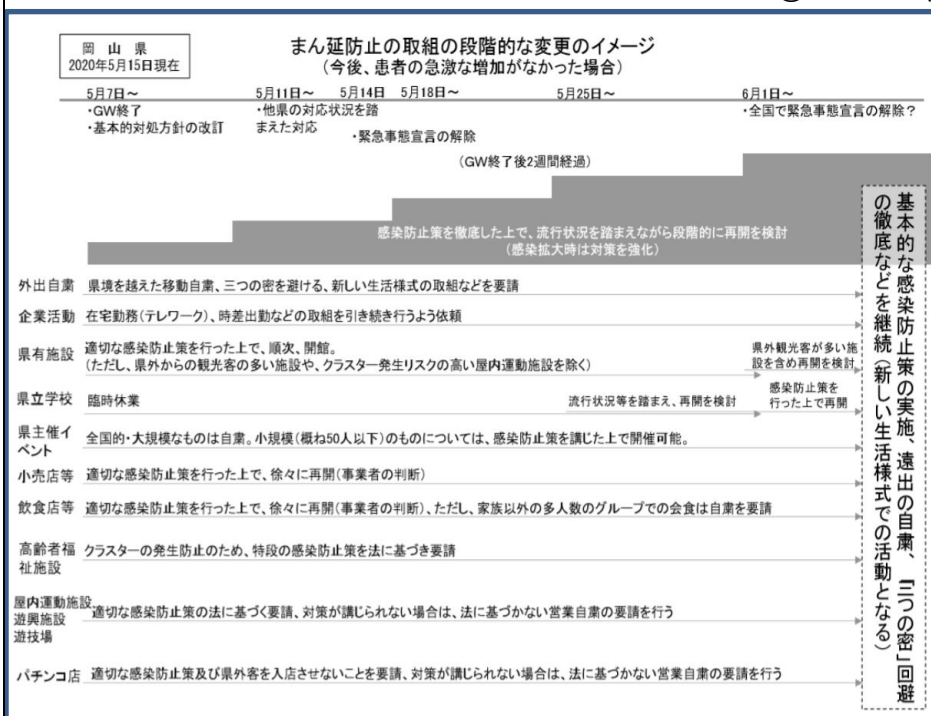
- ・ 利用者の間隔（できるだけ2mを目安に）の確保又は従事者と利用者の間や利用者間へのパーティションの設置
- ・ 混雑時の入場制限 ・ 施設内で大きな声を出すことの禁止
- ・ 施設内で激しい運動の禁止 ・ 飲食を主目的としない施設内での利用者の飲食禁止
- ・ 飲食を主目的とする施設での家族以外の複数での会食禁止

### ●すべての施設に求める感染防止策に加え、

### 高齢者福祉施設に求める感染防止策

- ・ 利用者の健康管理（有症状者の利用の制限等）
- ・ 従事者の健康管理（有症状者の自宅待機等）
- ・ 飲食時や休憩室などでの他の従事者との一定間隔の確保

- ・ 複数の従事者が共有するものの定期的な消毒
- ・ 緊急の場合を除く面会の禁止
- ・ ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組 ・ 不要不急の外出や県境を越えた移動を控えるよう従事者に周知徹底
- ・ 県外からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や従事者に周知徹底
- ・ 通所又は短期入所サービスについては、家庭等での対応や代替サービスが可能な範囲で、利用回数の縮小などの検討を利用者や家族に確認



## ◆お願い

令和二年度の会費のご請求の時期が近づいて参りましたので、よろしくお願ひいたします。また、学会に対しての意見、ご感想などございましたらお聞かせ下さい。

## 編集後記

パンデミックとなった「新型コロナウイルス感染症」その影響は世界中のあらゆる分野に及びました。いろいろな立場で感染予防策や治療などに従事し地域医療を支えている皆さまに心より敬意を表します。

当たり前のように出来ていたことに制限がかかり働き方や日常生活も大きく変わりました。長丁場に対し「新しい生活様式」を取り入れこの難局を乗り越えたいです。

編集委員

佐藤 涼介  
菅崎 仁美  
丸田 康代  
森 貴美

## 編集・発行

## 岡山プライマリ・ケア学会 事務局

〒700-0024

岡山市北区駅元町19-2

(岡山県医師会内)

TEL: 086-250-5111

FAX: 086-251-6622

Eメール: gakkai@p-care-okayama.com